

保発第0522003号
平成21年5月22日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号。以下「令」という。）が本日公布され、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の、緊急の少子化対策としての措置である。これら措置の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期したい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第一 政令改正の趣旨

本令は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

第二 政令改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令第36条の規定中、本年10月1日から平成23年3月31までの間は、「35万円」とあるのは、「39万円」とすること。同条ただし書の規定に基づき原則3万円の加算が行われる出産である場合、支給額の総額は42万円となるものであること。

- 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条関係）
上記1の改正に準じた改正を行うこと。
- 3 その他関係政令の一部改正（令第3条から第5条まで関係）
私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）につき、上記の1の改正に準じた改正を行うこと。

第三 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設について

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年10月1日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたい。なお、厚生労働省においてリーフレット等の作成や、妊婦健診制度と出産育児一時金制度が一連の少子化対策に資する制度であることに着目し、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールを作成する等、両制度主管部局間で連携した周知広報を予定しているところである。貴職におかれても、被保険者等に対する周知広報について、特段の御配慮を願いたい。

第四 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第二及び第三における緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置であるが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊娠婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものである。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をこのに公布する。

平成二十一年五月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百三十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令 内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百一条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十二条第一項(国家公務員共済組合法昭和三十三年法律第一百一十八号)第六十一条第一項(同条第一項において準用する場合を含む。)及び

第三項(これららの規定を私立学校教職員共済法昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。)並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十一号)第六十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置)

第七条 被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費についての第三十六条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(船員保険法施行令の一部改正)

第一条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の分べんに係る出産育児一時金等に関する経過措置)

第七条 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十日までの間に分べんしたときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第十二条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中、「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中、「第六十一条第一項」の下に、「(同条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三十四条の五の次に次の一条を加える。
(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置)

第三十四条の六 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費についての第十二条の三の七の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四中、「第六十三条第一項」の下に、「(同条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

る。附則第七十五条の二の次に次の一条を加え
る。(平成二十一年十月から平成二十三年三月まで
の間の出産に係る出産費等に関する経過措
置)

第七十五条の三
組合員若しくは組合員であつ
た者又は被扶養者が平成二十一年十月一日か
ら平成二十三年三月三十一日までの間に出産
したときに支給する出産費又は家族出産費に
ついての第十二十三条の四の規定の適用につい
ては、同条中「三十五万円」とあるのは「三
十九万円」とする。

この政令は、公布の日から施行する。

文部
厚生労働大臣
内閣総理大臣
科学大臣
財務大臣
総務大臣
鳩山
与謝野
塩谷
舛添
太要
立馨夫